

令和6年9月11日16時より横利根閘門の通航が可能となりました！



台風第10号の影響を受けた上流域での豪雨によって、枯れ草等流下物が上流より利根川を流下し、茨城県側の河岸や水面上に大量に吹き溜まっている箇所がありました。

横利根閘門では流下物が支障となり、9月に入り通航が出来ず迂回をお願いしていました。流下物の撤去は大量のため時間を要しましたが、着手時の想定よりもスムーズに撤去が完了し、**横利根閘門は、9月11日(水)16時より通航が可能となりました。**

なお、閘門操作の支障となる範囲の流下物をできる限り撤去したものであり、船舶の航行にあたっては、引き続き流下物等にご注意願います。

<参考>

「横利根閘門」では利用者の誤操作により、閘門内に閉じ込められるケースが発生しています。ご利用の際は操作方法にご注意ください。

→ 参照 [『閘門通航時の注意』](#)、[『横利根閘門からのお願い』](#)

〇問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所 管理課分室
電話番号:0478-52-3795